

「消費者安全に関する検討委員会」について

1. 背景

近年、製品、食品、施設の各分野において、消費者の安全を脅かす事故等が多発し、消費者の安全・安心を確保するための施策を迅速に実施することが喫緊の課題となっている。そのような中、平成 19 年の国民生活審議会意見「国民生活における安全・安心の確保策について」、同年の消費者政策会議決定、さらに同年 9 月以降、福田総理により開始された「生活安心プロジェクト」における 12 月の「緊急に講じる具体的な施策」、また平成 20 年 4 月の「消費者・生活者を主役とした行政への転換に向けて（意見）」の中で、消費者の安全に関わる様々な事項が提言された。また、消費者庁新設に向け、消費者行政推進会議で所要の検討が行われている状況である。

このような中、来年度からの消費者庁の発足を控え、それら消費者の安全にかかる施策について専門的に調査審議する体制の構築が求められている。

2. 委員会の設置

上記の背景を踏まえ、消費者の安全・安心について専門的に調査審議する体制を整えるため、国民生活審議会消費者政策部会に「消費者安全に関する検討委員会」を設ける。

3. 審議事項等

本委員会では、以下のとおり、消費者の安全にかかる重要事項について審議する。

事故情報を一元的に収集するためのシステムの構築

自主リコールの促進のための取組みの強化

重大な消費者の事故に際し政府のなすべき事項について横断的、客観的に調査審議する仕組み

その他消費者の安全・安心に関する重要事項

4. 委員

学識経験者、消費者団体関係者、事業者団体関係者、マスコミ関係者などから 20 名程度で構成。

5. 検討スケジュール等

平成 20 年 6 月 30 日	消費者政策部会で同委員会を設けることを決定
7 月～ 9 月頃	第 1 回会合
9 月～ 21 年 4 月	各審議事項について審議